

こ  
けんり  
子ども<sup>の</sup>権利



# 子どもの権利

当院は、「子どもの権利条約」の趣旨及び「こども基本法」の基本理念に基づき、子どもの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を尊重し、子どもの最善の利益を考え医療にあたります。

守られる権利には、適切に養育され、生活を保障され、愛され保護されることなどの福祉に係る権利も含まれます。

**1 あなたにとって一番よいと考えられる医療を受けることができます。**

あなたは、障害や年齢に関係なくどのような病気にかかったときでもあなたにとって一番良いと考えられる医療を受けることができます。

**2 必要なことを教えてもらい、自分の思いを伝えることができます。**

あなたは病気や検査、治療方法など必要な全ての事柄について分かりやすい方法で説明を受けることができると共に自分の考えや気持ち、希望を自由に言うことができます。

当院はあなたが、自分の考えや気持ち、希望を医師・看護師など医療スタッフや家族に伝えやすくする工夫と配慮、環境調整を行います。

あなた自らが受ける医療を選び決定することができない場合は、両親やそれに代わる人に十分な説明を行い、同意を得て決定します。

**3 他の人に知られたくないことは守られます。**

あなたの体や病気、障害に関することなどは他の人に勝手に知られないように守られます。

**4 1人の人間として大切にされます。**

あなたはいつでも自分らしく健やかにいられるよう病気や障害年齢に関係なく人として大切にされます。またどんな時も年齢や症状にあった遊びや勉強をすることが出来ると共に両親やそれに代わる人とできる限りいっしょにいることができます。

